

# 埼玉三二情報

令和2年3月27日  
公益社団法人  
埼玉県柔道整復師会  
(総務部)

中華人民共和国湖北省武漢市で昨年(令和元年)12月以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の発生が報告されて以来、日本をはじめとして世界各地から感染者の報告が続いています。過去に流行したSARSやMERSの原因となったコロナウイルスの一種で、毒性は低いと伝えられていましたが、ウイルスの変異で感染力、毒性(基礎疾患を持っている方の重症化)も高まっています。咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことが重要とされています。過剰に心配することなくインフルエンザなどと同様の感染対策をお願いいたします。

## 総務部 理事会「会議メモ」

令和元年11月15日(金)第5回理事会

第1号議案 令和2年度事業計画・予算について  
継続審議

第2号議案 災害見舞金について

台風第19号被災者について過去の事例に倣い給付することに可決承認

第3号議案 支部役員選任について

川口支部長の急逝により副支部長の森永悠介会員が選任された

報告事項 3年に1度の県による立入検査が11月6日(水)午後1時30分から開始され、結果としてガバナンス等を含め非常によくできているとの評価を頂きました。

令和2年1月17日(金)第6回理事会

第1号議案 令和2年度事業計画・予算について

・事業については定款第4条の事業並びに公益認定事業に基づき作成している。  
・予算については養成学校乱立問題、他団体、外部委託業者等が乱立、また柔道整復師なのか整体師なのか判断できないような派手な看板等も見受けられています。本会においてもこのことは大きな打撃となっており会員の減少並びに療養費の目減りが続いております。平成9年に約99億6700万円の取り扱い額があり、令和元年度取扱約51億円の予測となり48.8%(48億6700万円)の減少となっており、厳しい状況であるが、予算準拠にて費用対効果の留意点を心掛け限られた財源を最大限に活用し予算にあたることとした。継続審議

第2号議案 諸規程の一部改正案について

会費規程第5条の納期及び納入方法の内容について、現状の徴収方法に合わせた条文に変更をするよう行政から指導がありました。なお、会費規程について公益申請時総会の決議事項といたしましたが、理事会の専権事項でも何ら問題ないとの専門家の意見であることから改正していくこととした。

2 入会及び退会規程一部改正案についてはプライバシーや人権の問題から安易に本籍は記載していないのが一般的な常識となっていることから、(入会基準及び手続き)第2条(2)本籍、住所、氏名、生年月日の本籍を削除する。可決承認

報告事項 新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について、各都道府県衛生主管部(局)あて事務連絡がなされたので、院内掲示用ポスター情報提供いたします。

<参考>厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」(一般の方向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

全国保健所一覧(厚生労働省ホームページへのリンク)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/)

保険部 ・柔道整復師による不祥事に係る報道について交通事故を偽装し保険金(1,500万円)をだましとり詐欺容疑でグループ(19名)が逮捕されました。余罪についても追及(茨城県)また、全国で展開している大阪に事務所がある整骨院「ギオン」の一部の店舗が、マッサージをただけの利用者に、ケガの治療を行った事実と異なる申請を行い健康保険組合などに療養費の請求をしている疑いがNHKの取材で分かりまし

た。県内においても川越市の接骨院院長が全国協会健保から通院日数水増し、交通事故で保険会社から詐欺で4回目の再逮捕されております。この度の事案等を踏まえ関係法規の遵守及び適正な支給申請書の取り扱いをお願いいたします。

## ・柔整審査会における面接確認について

柔道整復審査委員会において療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうか確認するものとしてR1.9月から実施されております。本会会員1名が面接確認の必要があると認められ面接を実施いたしました。面接の結果、施術録、来院簿が不適切(殆ど実態がない)で今後経過観察するとし関東信越厚生局に情報提供をしております。

## ・健康保険組合等からの返戻について

長期施術、頻回が高い傾向がある又はいわゆる部位転がし(同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返している)等で患者照会による返戻が増加しております。

このことは、厚生労働省の事務連絡(柔整療養費の被保険者等への照会について)の照会対象の選定に含まれている。

## Q&A

Q1) 患者の窓口負担金はキャッシュレス決済が可能か

A1) ①設問の場合は、クレジットカードや汎用性のある電子マネー等(現在は楽天、Edy、iDなど)による徴収が可能である。

②いずれも各施術所における任意の導入・運用となる。

Q2) 災害の被災者が発生した場合には、一部負担金の支払い猶予措置について柔整療養費は対象となるのか?

A2) 診療報酬は対象となるが、柔整療養費は対象とならない。

## 総務部

### 埼玉県知事表敬訪問

かねてからの念願でありました埼玉県知事への表敬訪問が、会長・副会長・専務理事とともに2月21日午後、埼玉県知事室にて実現いたしました。

埼玉県知事には、私ども柔道整復師専門職の役割等についての説明をさせていただき知事からもいくつかの質問をいただくことができました。今回の表敬訪問は緊張しながらも、大きな一歩を踏み出すことができた大変貴重な機会であったと思います。

## ※行事予定

・5/17(日) 定時総会 午前10時~本会会館

※ 総会へ出席の際のお願い①風邪症状や倦怠感のある方は、参加をご遠慮ください。(書面決議の提出にご協力ください。)②マスクの着用をお願いします。③消毒薬は事務局が会場に準備します。

・10/11(日) 保険業務講習会 午前10時~さいたま市民会館おおみや

・11/8(日) 学術研修会・市民公開講座 午前9時~本会会館

## 慎みてお悔やみ申し上げます

- ・伊東恵子会員(西部支部) 1.11.11
- ・本戸正一会員(大宮支部) 1.11.20
- ・中島比呂明会員(草加八潮支部) 1.12.26
- ・藤川道明会員(川越支部) 2.1.31
- ・藤井久明会員(東松山支部) 2.3.7

